

中央労福協ニュース No.116

NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
 発行人 花井 圭子
 〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
 TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



奨学金問題改善に向けた院内集会の開催！ 300万筆を超える署名と共に奨学金問題改善へ第一歩

中央労福協は3月22日に「奨学金制度の改善、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減の実現に向けた院内集会」を参議院議員会館の講堂で開催した。会場の最前列には300万筆を超える署名が高々と並べられ、総数234箱・約1.8tの署名の中で国会議員や奨学金問題に取り組む関係者、報道など400名を超える参加者の熱気に包まれた。

集会は中央労福協と、この間共に活動してきた奨学金問題全国会議が主催した。開会挨拶として中央労福協の神津会長（右写真の左）は「本集会前に世耕副官房長官へ署名を手渡し、要請を行った。国会においてもこの301万筆の署名の重みをしつかり受け止め、党派を超えて政策実現につなげてほしい」と呼びかけた。

基調提起で大内裕和・中京大学教授（右写真の右）は「奨学金を返せない若者の増加は若者自身の自己責任ではなく、時代に合わなくなってしまった奨学金制度と雇用の劣化が生み出した社会構造の問題と見なければならない。また、奨学金返済によって結婚や出産ができず、少子化、人口減の原因にもなりうる。親の貧困は子へ連鎖どころか、奨学金貸与によってより大きくなっている、給付制奨学金の創設が早急に必要だ」と警鐘を鳴らした。

当事者の声では、愛知県学費と奨学金を考える会から学生が声をあげ「家庭の経済状況が悪化し、月12万円の奨学金を借りて現在700万円の借金を背負っている。これからが不安でたまらない、周りには金銭的問題から進学を諦める学生、自分で学費を稼ぐためブラックバイト漬けで学業に専念できない人もいる。学びを進めるはずの奨学金が本来の役割をはたしていない」と現状を訴えた。また現在も奨学金返済中の当事者からは、「自分は奨学金によって大学進学ができたが、在学中は



アルバイトもしていた。妻も奨学金を借りていて、現在は妻と共に返済している。貧困家庭にとって奨学金は貧困から抜け出す手段でもある。子供は親を選ぶことができない、貧困の家庭でも安心して勉学に励むことができるようにしてほしい」と体験談から奨学金制度の改善を求めた。

続いて民主党・蓮舫代表代行、公明党・石田祝稔政務調査会長、日本共産党・小池晃副委員長、維新の党・松野頼久代表、生活の党と山本太郎となかまたち・玉城デニー幹事長、社会民主党・吉田忠智党首より挨拶があった。各政党から「この問題は党派を超えて取り組んで行きたい」「給付型奨学金を創設すべき」など力強い発言を頂いた。今回賛同していただいた議員は107名に上る。本集会には本人50名、代理は49名の出席があった。（次ページに続く）





(前ページより) 各団体からの発言では、中央労福協・花井事務局長(右写真①)から官邸への署名提出について、連合・新谷副事務局長(同②)から連合の奨学金に対する取り組み、日弁連・紅山貧困問題対策本部事務局次長(同③)から所得連動返還型奨学金制度への日弁連声明や返還困難者への相談活動について、コーパスっぽろ・林理事(同④)から署名活動への取り組み、学校現場より富崎氏(同⑤)から現場での奨学金問題についてそれぞれ報告があった。

閉会挨拶では奨学金問題対策全国会議事務局長の岩重佳治弁護士(同⑥)が「学ぶための奨学金が人生の選択にも影響を及ぼしている、返還困難

者は「返せないのが悪い」というレッテルが貼られ、人としての尊厳まで奪われている。社会全体で学びを支えるという意識が欠け、過大な自己負担を強いる我が国の教育制度や、回収のみに力を入れる学生支援機構の現状があり、この問題を放置すれば私たちの社会は成り立たなくなってしまう。国会議員には超党派で取り組んでもらいたい。長い戦いになるが辛抱強く取り組んでいきたい」と話しあとを閉じた。中央労福協は2016年度も“奨学金問題”を最重要課題に位置付けており、今後も奨学金制度改善や給付型奨学金創設へ向けて取組みを進めていく。



総理官邸で世耕官房副長官に要請、署名を提出

院内集会に先立ち、3月22日の午後、中央労福協は奨学金問題対策全国会議と共同で、総理官邸において世耕弘成官房副長官に要請を行った。冒頭、神津会長より301万筆を超える署名の目録を添えて要請書と署名簿の一部を手渡し、政策実現への対応をお願いした。花井事務局長からは、中央労福協で実施したアンケート調査結果等の説明を行った。

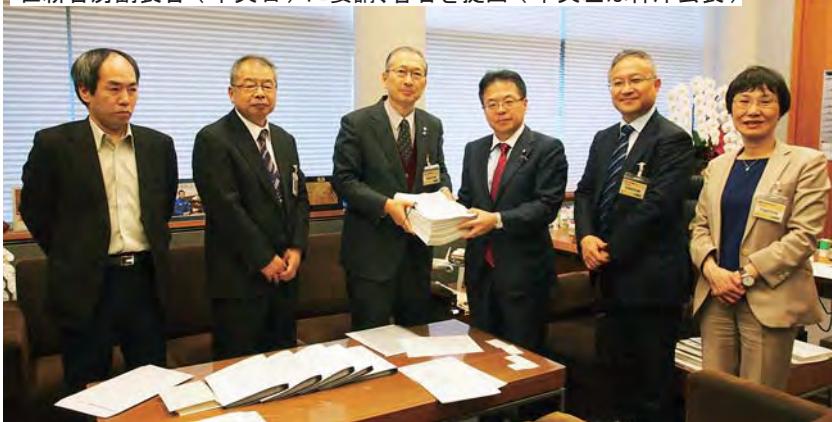
奨学金問題対策全国会議の大内裕和代表は、「高等教育を家計で支えることが困難になり、学びたい人が学べなくなっている。ぜひとも超党派で取り組む政策課題として考えていただきたい」と要請。岩重弁護士は、現場で相談を受けている立場から、返済が困難になったときに救済制度が使え

ない実態や、現在検討されている所得連動返還型奨学金制度の問題点を指摘し、現場の実情を聴取しつつ制度改善をはかるよう訴えた。

これに対し、世耕官房副長官からは、「我々も現状でいいとは全く思っていない。今国会でも予算委員会の質疑等を通して気付いた問題もいくつ

かある。給付制の導入についても何かできないか、貸与についても無利子にしたり利率を引き下げる知恵はないかなど、財源をどうするかも含めて、いろいろ考えている。この問題は、官邸の中でも重要なイシューとして、私のもとに各省庁横断型のチームをつくって検討を始めている。1億総活躍のプランを5月にまとめるので、そこまでに新しい奨学金のあり方を打ち出していきたい」との前向きな回答をいただいた。

世耕官房副長官(中央右)に要請、署名を提出(中央左は神津会長)



第1回地方労福協会議の開催

3月10~11日、東京・明大紫紺館で第一回地方労福協会議を開催。四団体合意、生活困窮者自立支援制度や奨学金問題の講演、地方の取り組み報告などが行われた。

初日の会議は中央労福協報告、ブロック報告後に連合総合組織局組織拡大・組織対策局長の下田裕二氏から「勤労者の暮らしにかかるサポート事業の当面の確認事項をふまえた具体的対応について」と題して特別講演が行われた。続いて、奨学金問題対策全国会議事務局長の岩重佳治氏より奨学金問題の現状や、現在文科省の有識者会議で導入が検討されている「所得連動返還型奨学金制度」について講演があった。岩重氏は「有識者会議では、例え収入がなくても月に2,000~3,000円程度の返還を求めることが議論されており、導入されれば現制度より厳しくなる恐れがある」と警鐘を鳴らした。

翌11日は、東日本大震災で犠牲になられた方々



第1回地方労福協会議で講演する下田局長

に対し黙祷を捧げ、会議を再開。

厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室長の本後建氏を招き、特別報告が行われた。昨年4月から施行された「生活困窮者自立支援制度」について、支援状況調査の集計結果や任意事業の実施状況などの報告があった。自治体から委託を受け困窮者支援に取り組んでいる地方労福協からは「緊急時の食料支援を制度化すべき」といった要望があった。続いて事例報告として、和歌山「巡回労働者福祉講演会」、北部「震災5年被災3県」、沖縄「人と組織」、東部「福祉リーダー塾」、鳥取「THE社会人発行」と様々な取組の報告があった。最後に2016年度活動計画や奨学金問題の今後の取り組み等について確認し、全体討論で幕をしめた。



講演する岩重佳治氏



特別報告する本後建氏

第1回事業団体会議の開催

3月15日、第1回事業団体会議が11団体の出席により明大紫紺館で開催された。座長の大川副会長の開会宣言に続き、花井事務局長が中央労福協の活動を報告、続いて各事業団体から重点課題を中心に活動報告が行われた。

労金協会は2016年度事業計画の「共助ネットワークの拡大」施策を紹介。「非営利・協同セクターのネットワークを活用した、くらしの安心を提供するサービスの検討」と「非営利・協同セクターの資金ニーズへの対応」を報告。「事業性資金融資サポート貸付」の利用促進と生協・NPO等各団体との連携強化を図る施策をはじめ、全労済・生協との連携や中小企業サービスセンター、ワーカーズコープとの連携について具体例と今後の展開の方向性を示した。

全労済からは引き続き取り組まれている東日本大震災の共済金支払の対応状況のほか、台風15号や大雪などの自然災害対応、「ずっとあんしん共済」の取組み、地域貢献助成事業などが報告された。日本生協連からは店舗供給高の増加など事業概況が報告された。続いて、住宅生協連合会、全国労信連、日本再共済連、全国会館協、全勤旅連合会、労協連、全福センター、医療福祉

生協連の各団体から、この間の事業と活動状況の報告を受けた。

各都道府県における2015生活底上げ・福祉強化キャンペーンの集約が報告され、とりわけ地域における事業団体の利用促進と共助拡大の取組みについて、各地の労働団体と協同組合との連携、共同推進と利用深耕の事例など、工夫した取り組みが進められていることについて認識を共有した。

最後に大川座長が、加盟事業団体の利用促進・基盤強化・相互支援について、引き続き取り組みを進めてくことを呼びかけ、全体で確認した。



日教組奨学金集会・街頭宣伝行動

日教組は、3月5日に「奨学金制度の改善を求める中央行動」を行い、集会では花井圭子事務局長があいさつするとともに、集会後の街頭行動に参加した。

集会では、加藤良輔日教組中央執行委員長が「この社会問題は、新自由主義の自己責任論がつくりだしたもの。ゆくゆくは高等教育を無償化しグローバル・スタンダードを達成することが重要であるが、当面は給付型奨学金の拡大を強く求めていく」とあいさつ、来賓として、中央労福協の花井圭子事務局長が「奨学金に関するアンケート」について説明がありました。そのなかで、「憲法のうたう教育の機会均等はまだ実現されていない。奨学金制度については社会問題であるという認識が広がりつつある」と指摘しました。

また、奨学金問題対策全国会議事務局長の岩重佳治弁護士から奨学金問題の現状と課題とする基調講演があり、「高騰した学費の大幅な引き下げ、給付型奨学金の早急な導入と拡充、貸与型奨学金を無利子に」という提言が示されました。



集会であいさつする加藤日教組中央執行委員長

さらに、奨学金利用当事者、学校現場、神奈川県高教組からの報告もありました。当事者の大学生からの訴えは切実なものであり、学校現場の教職員も現状に疑問を大いに感じながらも奨学金に関わる業務に携わっていることが分かった。

集会後は、新宿駅前、秋葉原駅前にて街頭行動を行い、奨学金問題に関して市民の皆さんに訴え、署名活動に協力を呼びかけた。



2016消費者運動 第54回全国消費者大会が開催される！

3月11日～12日、東京・四ツ谷にある主婦会館プラザエフにおいて、「第54回全国消費者大会」が開催され、中央労福協として参加しました。

テーマを「民主主義をあきらめない！～消費者の対話、選択、行動で一歩前へ～」とし、初日には、①消費者政策②環境③食④社会保障の4つの分科会と3.11東日本大震災に関する特別分科会、また2日目には、全体会として、①各分科会報告②基調講演が行われました。特に社会保障分科会では、中央労福協・花井圭子事務局長が講師とな

分科会で講師を務める
花井事務局長（左）



り「生活者・消費者の立場からみてみよう～医療と介護」と題し、消費者（利用者）の立場から、医療・介護保険制度のしくみや制度構築の歴史、現行制度への問題提起がされた後、参加者との積極的な討論会が行われました。また特別分科会では、「5年目の福島から問う」と題し、福島原発事故弁護団の馬奈木事務局長より、事故から5年

が経過した福島の実状と裁判の概要について報告されました。事務局長からは、国や東電が賠償以外何も責任をとっていないことや5年が経過した福島では復興格差がどんどん広がっている実態や4,000人の原告の声について報告がされました。特に「風化」に関して、「3.11はメモリアルではない！大地震は日本全国どこでも起こる。」「行動するかしないかは、自分次第！」と強く訴えられました。

中部労福協第43回定期総会を開催

社会的運動の前進と労働者福祉運動の強化を！

中部労福協の第43回定期総会が、2月24日に兵庫県姫路市のホテル日航姫路において開催され、2府10県より役員、代議員、傍聴者など59名が参加した。

総会は浅野副会長の開会挨拶により幕を開け、総会議長に堀井代議員を選出し議事を進行した。冒頭に中部労福協の高田会長からの主催者代表挨拶、その後来賓としてご臨席いただいた花井中央労福協事務局長、河口兵庫労福協会長、松岡兵庫県労政福祉課長（石井産業労働部長の代理）よりご祝辞をいただいた。引き続き、井端事務局長より活動報告、活動方針などの議案が報告、提案され全会一致で承認



された。役員改選では、岐阜労福協から和歌山労福協へ事務局が移り、小林会長（写真左）をはじめとする新役員体制が決定した。最後に廣石副会長の閉会挨拶により総会を閉会した。

総会終了後には講演会が行われ、開催地の姫路市立城郭研究室学芸員の工藤茂博氏（写真右）より「史料からみた姫路城」という演題で、国宝や重要文化財に指定され、ユネスコの世界遺産にも登録されている姫路城の歴史や出来事について貴重なお話をいただいた。



西部労福協 第46回定期総会開催

西部労福協第46回定期総会が2月18日、愛媛県松山市「ピュアフル松山」において、花井中央労福協事務局長をはじめ6名の来賓と、中国・四国9県の労福協から役員・代議員・傍聴者を含め総勢67名が出席して開催されました。本総会をもって、幹事県が広島県から愛媛県へ移ることとなりました。広島県労福協の皆さん2年間お疲れ様でした！

総会は、愛媛県の藤澤代議員を議長に選出して議事進行いただきました。冒頭、伊丹西部労福協会長に挨拶をいただき、来賓紹介と挨拶の後、議案審議に入りました。北島西部労福協事務局長より2015年度活動報告及び会計決算報告を一括報告後、近森会計監査より監査報告が行われ、満場一致で確認されました。

続いて、2016年度活動方針（案）、予算（案）、2016～17年度役員改選が一括提案され、全議案とも満場一致で承認・決定されました。新役員を代表して、杉本会長（愛媛県労福協理事長・写真左）か

ら「広島からのバトンをしっかりと受け継いでいく」と力強いご挨拶をいただきました。

総会終了後は、記念講演として松山市内を中心に路上生活者支援に取り組む団体「オープンハンドまつやま」代表の丹下晴喜さん（愛媛大学准教授）とメンバーの愛媛大学の学生さん2名（写真右）からお話をいただきました。学生が中心となって路上生活者支援に取り組む中での悩みや、ライフサポートセンター事業や生活困窮者自立支援事業に期待することなどについてもお話をいただき、充実した総会内容となりました。



労働者福祉南部ブロック協議会2016年度定期総会

労働者福祉南部ブロック協議会(南部労福協)は、2月15日、佐賀市・ホテルマリターレ創世において役員・代議員など44名が出席し、2016年度定期総会を開催しました。

南部労福協・金丸幹事(宮崎県労福協常務理事)の開会あいさつで始まり、議長団には佐賀県労福協の村山代議員(九州ろうきん)と瀬光代議員(全労済)の両氏を選出して議事に入りました。

冒頭、主催者を代表して南部労福協・相川司会長があいさつ。

来賓あいさつでは、中央労福協の花井事務局長、連合九州ブロック連絡会の高島代表幹事、佐賀県から松尾課長の3名から祝辞と連帯のあいさつがありました。

引き続いて、南部労福協・吉浦事務局長が議案書に基づき第1号議案・2015年度活動報告、第2号議案・2015年度決算報告、2015年度一般会計収支差額処分(案)、第3号議案・2016年度活動方針(案)、第4号議案・2016年度予算(案)の報告と提案、会計監査報告は岩田会計監査が報告、審議の結果、満場一致で承認されました。引き続いて、議長団から総会スローガンが読み上げられ、全体の拍手で承認されました。

最後に南部労福協・榎田幹事(長崎県労福協事務局長)から閉会あいさつがなされ、15時30分に

定期総会を終了しました。

総会終了後に、佐賀新聞社常務取締役・編集主幹の富吉賢太郎氏(写真下)を講師に招き、「人を追い詰めない社会を…」と題して講演がありました。



ライフサポートセンター 佐世保が移転

ライフサポートセンター佐世保が3月1日に佐世保市勤労者福祉センターへ移転、2日に移転のセレモニーが行われた。

セレモニーには①構成組織役員等・組合員等、②連合佐世保地協三役、③佐世保地区労福協三役・幹事が参加、①看板設置式、②連合長崎代表挨拶、③連合佐世保地協挨拶、④来賓挨拶、⑤閉会式が行われた。

勤労者福祉活動を行う連合長崎、九州労働金庫長崎県本部、全労済長崎県本部、長崎県生活協同組合連合会、長崎県労働者福祉協議会などによる連携(ネットワーク)を強化することにより、勤労者・市民が安心・安全で豊かに暮らせる地域社会の実現をめざし、連合・連合地域協議会と各事業団体による共同事業(活動)等を運営することにより、一元的な相談対応と生活に関わる各種支援を行います。

なお、面談日も週2回(火・木曜)実施しております。

**ライフ サポートセンター
佐世保** **相談無料**

2016年3月1日移転オープン (TEL)佐世保市船町2-28 (労働福祉センター2F)

労働・暮らしの相談ダイヤルはこちらまで 携帯・固定電話 0120-232-426

面談日も週2回(火・木曜)実施しております!

地域福祉活動の取り組み 鳥取県労福協 (街頭・職場のカンパ活動)

鳥取県労福協は毎年、年末に県内の東部、中部、西部地区での街頭カンパ活動と、職場での募金活動を行っています。今年で37年を迎えますが、今年度は県内の福祉施設への支援と、東日本大震災から5年経過したあの震災を忘れないため、「釜石の奇跡」と言われた防災教育を実践しておられる片田敏孝先生の監修による「3.11が教えてくれた防災の本」を3月11日県内小学校(131校)・特別支援学校(8校)と県内市町村の図書館に贈呈します。

**3.11を忘れないために
寄贈**

子どもたちが安心して暮らせるために
鳥取県内の各地域、職場の多くのみなさまから
集まつたご厚意によりこの本をお贈りします
一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会

愛知労福協

福祉事業団体の幹部職員および若年職員を対象に研修会を開催しました。

2月3日に『幹部職員研修会』を開催し、福祉事業団体から63名の方にご参加をいただきました。この研修会は、幹部としての資質向上を図るとともに、各事業団体の事業内容等について相互に理解を深め、福祉事業全般の事業推進と基盤強化に繋げることを目的に毎年実施しています。第1部の「講演」に続き、第2部では労金、労済、住宅生協、福祉基金協会の役員から「事業報告及び課題等について」発表していただき、最後に参加者相互の交流と親睦を兼ね意見交換会を行いました。

また、2月10日には、福祉事業団体の20代から30代前半の職員31名にご参加いただき、個々の知識・技能の向上を目的に『若年職員研修会』を開催しました。前段では、「ビジネスマナー」について外部講師による約4時間の実践研修を行い、後段では、この研修会では初めてとなる「労働者自主福祉運動理念・歴史講座」を実施しました。

今回の2つの研修会の講演については、「歴史に学び社会運動としての労働運動を考える」を共通テーマに、中央労福協参与の山本幸司氏を講師にお招きし、取り巻く社会環境の変化と今後の福祉事業団体のあり方等についてご講演をいただきました。

それぞれの研修会参加者に合わせた内容でしたが、いずれも福祉事業団体職員に対する問題提起でもあり、改めて持続可能な事業展開について考え方をせられる貴重な講演でした。

また、今回初めて聴講した若手の職員からは、「銀行に成り下がるな！」の一言に感動した、「労働者自主福祉運動に対する意識の高揚とともに業務に対する誇りや自信が持てた」などの感想が多く寄せられ大変意義のある研修となりました。



地方労福協
TIHOU ROFUKU KYO

石川労福協

第39回研究集会を開催

石川労福協は、2月16日石川県労働者福祉文化会館（フレンドパーク石川）ホールにおいて、第39回研究集会を開催した。昨日からの寒波により市内は18cmの雪が積もる中、約100名の①連合石川組合員、②連合石川地方議員団、③県内9地域LSC役員、④7福祉事業団体会員と労福協役員が参加した。

今回のテーマは、「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の一連行動として、奨学金問題について、中京大学国際教養学部教授の大内 裕和氏を招き「貧困ビジネスと化した奨学金と苦悩する若者たち」と題した講演会を開催し、奨学金の現状や問題点、改善に向けた具体策などを学習した。大内氏からは、大学の授業料に関する具体的な数値や奨学金返済に苦しむ人たちの声などが紹介され、出席者はメモを取りながら講演を聞き入った。会場からは「現在議論されている所得連動型返済

方法について」の意見が出され、大内氏は「所得ゼロでも返済が必要であったり、返済額を減額しても返済期間が伸びるだけの緩和策である。また、政府は、給付型奨学金制度の導入を拒む対抗策として所得連動型返済を検討しており問題解決とはいえない」と政府の姿勢を問題視した。

出席した皆さんからは、「奨学金への問題点がわかり疑問が解明した」「最新の数値を示しての説明でわかりやすかった」などの好評を得た。石川労福協では、中央労福協の活動方針に基づき今後も署名活動や奨学金に関する課題に取り組んでいく。



高知県労福協

研究集会を開催

持続可能な暮らしと社会のために「世代を超えて若者支援・奨学金問題改善に取り組もう」
～労働運動の社会的役割を發揮しよう～

1月23日に、高知会館にて2015年度高知県労福協研修会を各会員団体・退職者など多くの皆さんに参加いただき、60名の参加で開催しました。

講師は、中央労福協参与・山本幸司氏で、連合副事務局長・中央労福協副会長を歴任し、奨学金問題を含め、複雑な社会構造の問題を分かりやすく解説し、我々の運動の方向性を説明いただきました。

はじめに、日本社会が大きな曲がり角に立ち、放置できない社会の劣化が進んでいるで、講演が始まりました。

かつて「一億総中流社会」と呼ばれた日本社会の現在が、雇用就労形態の変化により非正規労働者の著しい増加が進み、雇用労働者の5分の2が非正規労働者で、特に女性の場合は5割を超えているとの実態が報告されました。分厚い中間層の存在が日本社会の特徴であったが、旧標準型の正規雇用層、非正規雇用層、生活保護等が必要な被保護層の三層構造化され、格差社会になったとのことでした。

直面する困難として、若者・壮年・高齢者の実態の中で、年金制度・雇用保険制度の抱える問題、派遣法の改正経過等について分かりやすく説明があり、子どもの貧困の実相では事例を交

えて報告され、参加者の理解が深まりました。

社会問題としての奨学金問題では、奨学金制度の変遷・教育ローン化した奨学金制度について説明がありました。若者の貧困問題をなぜ放置できないのか、少子・高齢化と人口構造の変化、非正規雇用、低賃金、少子化等により社会保障制度の基盤が崩壊されつつあり、今力を合わせて若者の問題、奨学金制度の問題改善に取り組む必要があるとの提起がされました。

参加者より、奨学金問題の署名活動を含めて今後の取り組みについて質問があり、講師より国会内での院内集会、総理大臣への署名提出、超党派議員連盟立ち上げ等今後の取り組みについて報告がありました。

高知県労福協として、奨学金問題改善に向けて更に取り組みを進めていくことを確認しました。



コラム

認可主義と届出主義その②

日本の協同組合がなぜ認可制になつたのか、そのいきさつを知るために協同組合法制（産業組合法）の成立過程の議論をふり返つてみたい。産業組合法が制定された明治三三年当時は、日清戦争後の不況で、人口の八割を占める小農・小商人・職工の疲弊が甚だしく、社会の不安定化をおそれた明治政府が農民や職人の生活向上をはかるツールとして制定されたのであつた。届出主義のドイツの協同組合法を参考にして作られた産業組合法だが、当初から認可・監督、場合によつては解散させる権限を国が持つことにした。そのため、ヨーロッパの協同組合と異なり、上から作られた協同組合はお上が作った「官製協同組合」といわれている。官製であつたにもかかわらず、帝国議会での審議の中で「社会主義を薄くのか?」「いや、そうならないために作るのだ」という論争があつたぐらいで、さらに同年、治安警察法を制定し、いつでも労働組合を弾圧できるようにしたのである。

こうして、明治政府は自立した農民・市民の自主性・自治を常にチェックし、いつでも解散させる権限を手にしていた。第二次世界大戦での敗北で、治安維持法などの直接的な労働組合や生協に対する抑圧・弾圧策はなくなつたが、協同組合の認可主義だけは引き継がれた。

認可主義は協同組合にどのような影響を与えるのか、直近の農協バッシングを見れば明らかだ。農協は農民の民主的主体性、組織的自由、農協の自主性を標榜した組織（農協法制定時の農林大臣提案趣旨説明）だから、仮に農協の運営に問題があるとすれば、組合員である農家が自分たちで民主的・主体的に解決すべきなのであつて、なぜ組合員でもない部外者の政府が「全農を株式会社にしろ」と、したり顔で言えるのか。認可が協同組合の自主性を失わせているからにほかならない。少なくとも協同組合の自主性を考えるうえで、問題意識を持ち続けたいと思う。

（高橋均）

日本の協同組合がなぜ認可制になつたのか、そのいきさつを知るために協同組合法制（産業組合法）の成立過程の議論をふり返つてみたい。産業組合法が制定された明治三三年当時は、日清戦争後の不況で、人口の八割を占める小農・小商人・職工の疲弊が甚だしく、社会の不安定化をおそれた明治政府が農民や職人の生活向上をはかるツールとして制定されたのであつた。届出主義のドイツの協同組合法を参考にして作られた産業組合法だが、当初から認可・監督、場合によつては解散させる権限を国が持つことにした。そのため、ヨーロッパの協同組合と異なり、上から作られた協同組合はお上がり作った「官製協同組合」といわれている。官製であつたにもかかわらず、帝国議会での審議の中で「社会主義を薄くのか?」「いや、そうならないために作るのだ」という論争があつたぐらいで、さらに同年、治安警察法を制定し、いつでも労働組合を弾圧できるようにしたのである。

こうして、明治政府は自立した農民・市民の自主性・自治を常にチェックし、いつでも解散させる権限を手にしていた。第二次世界大戦での敗北で、治安維持法などの直接的な労働組合や生協に対する抑圧・弾圧策はなくなつたが、協同組合の認可主義だけは引き継がれた。

認可主義は協同組合にどのような影響を与えるのか、直近の農協バッシングを見れば明らかだ。農協は農民の民主的主体性、組織的自由、農協の自主性を標榜した組織（農協法制定時の農林大臣提案趣旨説明）だから、仮に農協の運営に問題があるとすれば、組合員である農家が自分たちで民主的・主体的に解決すべきなのであつて、なぜ組合員でもない部外者の政府が「全農を株式会社にしろ」と、したり顔で言えるのか。認可が協同組合の自主性を失わせているからにほかならない。少なくとも協同組合の自主性を考えるうえで、問題意識を持ち続けたいと思う。

（高橋均）